省　令

○経済産業省令第五十号

航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）第五条第二号の規定に基づき、航空機工業振興法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

航空機工業振興法施行規則の一部を改正する省令

航空機工業振興法施行規則（昭和六十一年通商産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（利子補給の割合）

第五条　法第五条第二号の経済産業省令で定める割合は、次の各号に掲げる国際共同開発に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　平成十二年度予算において航空機開発助成事業交付金の交付の対象とされた中小型民間輸送機用エンジン開発事業に係る国際共同開発　百パーセント

二　平成十六年度予算において航空機開発助成事業交付金の交付の対象とされた次期中型民間輸送機開発事業に係る国際共同開発　百パーセント

三　法第八条第一号の納付金を原資として指定開発促進機関が交付する利子補給金の交付の対象とされた次世代中小型民間輸送機用エンジン開発事業に係る国際共同開発　百パーセント

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十九号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）を実施するため、東日本大震災に対処するための窒素酸化物排出基準等を適用しない期間の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十九日

環境大臣　細野　豪志

東日本大震災に対処するための窒素酸化物排出基準等を適用しない期間の特例に関する省令の一部を改正する省令

東日本大震災に対処するための窒素酸化物排出基準等を適用しない期間の特例に関する省令（平成二十三年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一項中「粒子状物質排出自動車」の下に「のうち消防自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）別表第二の五の項の規定に基づき環境大臣が定めるものに限る。）」を加え、「平成二十三年三月十一日から同年九月三十日まで」を「平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、「かつ」の下に「、」を加え、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号。以下「令」という。）第五条第一項又は」及び「、第五条」を削り、「若しくは」を「又は」に、「平成二十三年四月二十六日から同年九月三十日まで」を「平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、「令第五条第一項又は」を削り、「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年四月一日」に改め、第二項中「令第五条第一項又は」及び「、第五条」を削り、「若しくは」を「又は」に、「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年九月二十九日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
二九八九	二三、八、一六	中村　憲昭
二九九〇	二三、八、一六	大庭　崇彦
二九九一	二三、八、一六	上村　昭彦
二九九二	二三、八、一六	本村　昌子

○政治資金適正化委員会告示第五十三号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年九月二十九日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
三九六九	高橋　潔	四二七二	二三、八、一五

○政治資金適正化委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人氏名の変更の登録をした者を次のとおり公告する。

平成二十三年九月二十九日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名（新）	氏名（旧）
三九〇七	植木　裕子	熱田　裕子

○政治資金適正化委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十三年九月二十九日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
二二三	北尾　利久	二三、四、二六	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三二九	佐藤秀一郎	二三、五、七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
一七三五	檜　森造	二三、六、二八	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○法務省告示第四百四十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十三年九月二十九日

法務大臣　平岡　秀夫

住所　愛知県豊川市市田町河尻100番地1
ダニロ・サトウ・チバ　平成元年7月20日生

住所　京都府向日市森本町上森本16番地83
白照男　昭和43年9月12日生

住所　滋賀県大津市北大路2丁目5番4―101号
崔泰子　昭和50年7月14日生

住所　神戸市東灘区本山中町2丁目6番27号
李拓也　平成2年10月25日生

住所　栃木県鹿沼市上奈良部町78番地2
周斯文　平成8年9月11日生

住所　茨城県つくば市吉沼580番地2
許明玉　昭和34年11月24日生

住所　東京都三鷹市牟礼4丁目3番27―310号
崔光勲　昭和62年8月8日生

住所　大阪市生野区新今里2丁目8番8号
文春恵　昭和49年1月11日生

住所　大阪市西成区千本北2丁目2番3号
金俊行　昭和42年11月8日生

住所　大阪府枚方市楠葉花園町11番3―1812号
金貴敏　昭和53年6月14日生

住所　大阪市鶴見区今津北4丁目11番32号
張政勝　昭和51年11月12日生

住所　大阪市福島区野田2丁目24番25号
康浩司　昭和57年9月1日生

住所　大阪市東淀川区下新庄5丁目6番9号
金英美子　昭和55年4月27日生

住所　大阪市西淀川区佃3丁目18番8号
田勉　昭和58年8月19日生

住所　大阪府大阪狭山市大野台6丁目18番6―201号
全泰弘　昭和58年2月7日生

住所　大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目12番3―610号
李相盛　昭和45年1月31日生

崔昌美　昭和47年6月30日生

李峻大　平成11年9月27日生

住所　大阪市天王寺区堂ケ芝2丁目12番11―504号
左玉善　昭和25年5月8日生

玄敬男　昭和62年10月15日生

住所　千葉県船橋市湊町3丁目1番21号
呂麗昭　昭和43年5月15日生

住所　長崎市本原町17番5号
李宜之　昭和54年1月10日生

住所　千葉県船橋市宮本2丁目2番1―801号
ミ・ミ・ミィン　昭和38年3月19日生